

## 周辺説明等に係る周知文書記載内容について

### ①開発構想に伴う構想説明

#### ②大規模・中規模開発事業事前協議に伴う周辺説明

を行う場合に、説明会等についての周知を周辺住民及び周辺住民が属する自治会に周知する際には周知文書に下記の内容を記載すること。

#### ①構想説明の場合

- ・ 今回の開発事業計画は、猪名川町開発事業の手續等に関する条例に基づいて手續を行っていることについて。
- ・ 町民及び開発事業者による相互理解と協力を促進するという同条例の趣旨に基づいて、周辺住民に対して開発構想の説明を行うことについて。
- ・ 構想説明の内容・協議経過を記載した構想説明実施報告書を町に提出することについて。
- ・ 開発構想に関する標識にその提出日を記入することについて。
- ・ 周辺住民は、説明会等が終了した日の翌日から14日以内に、その開発構想に対する要望書を町へ提出することができることについて。
- ・ 開発事業者は、その後事前協議の提出を行うまでに当該開発計画について要望書を提出した方に説明を行うことについて。
- ・ 開発事業の台帳を町（都市政策課）で公開することについて。

#### ②開発計画等の説明の場合

- ・ 今回の開発事業計画は、猪名川町開発事業の手續等に関する条例に基づいて手續を行っていることについて。
- ・ 町民及び開発事業者による相互理解と協力を促進するという同条例の趣旨に基づいて、周辺住民に対して開発計画等の説明を行うことについて。
- ・ 開発計画の内容・協議経過を記載した計画説明実施報告書を町に提出することについて。
- ・ 開発計画に関する標識にその提出日を記入することについて。
- ・ 計画説明実施報告書は、その提出日の翌日から7日間（大規模開発事業にあつては14日間）、猪名川町都市政策課で縦覧することができることについて。
- ・ 周辺住民はその開発計画に対して「意見書」を同縦覧期間内に町へ提出することができることについて。
- ・ 意見書に対してその見解を記載した書面「見解書」が開発事業者から意見書を提出した方に返却されることについて。
- ・ 開発事業の台帳を町（都市政策課）で公開することについて。